



平成27年5月に決まった「医療保険制度改革法案における医療費適正化関係改正」の内容について教えてください。



今回改正される内容は平成28年4月から適用される予定です。私たちの家計に直接関係する改正項目は4つです。改正内容について説明する前に、現状の内容を知っておきましょう。それと比較して改正内容を理解しましょう。



①「患者申出療養を創設（患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み）」について教えてください。



混合診療を知っていますか？

医療保険では「健康保険対象の診療」と「健康保険対象外の診療」があります。この2つの診療を受診するのを「混合診療」といいます。

この「混合診療」を受診すると「健康保険対象の診療」部分も全額自己負担になります。

平成28年4月から国内で未承認の医薬品に関して医療に使いたい患者がいたとします。この医薬品は「健康保険対象外」になります。

ところが、この場合に「患者申出療養」という制度が創設されて患者から申出があると未承認の医薬品を医療に使うことができるようになります。

そうなるとこの医薬品は「健康保険対象」になります。



Q

②の「入院時の食事代について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に上げる」について教えてください。



A

入院したときにかかる食事代は現在一部負担金があります。それが以下の表のとおりです。この金額が平成28年4月以後から順次値上がっていきます。

一般の方	1食につき 260円
住民税 非課税世帯の方	1食につき 210円
住民税非課税世帯の方で 過去1年間の入院日数が 90日を超えている場合	1食につき 160円
住民税非課税世帯に属し、 かつ所得が一定基準に満たない 70才以上の高齢受給者	1食につき 100円

入院時の食事代の値上がりは以下の通りになります。

ただし、住民税非課税の方は現状のままの予定です。

平成28年3月まで	平成28年4月から 平成30年3月まで	平成30年4月から
260円	360円	460円



③「特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずることとする（紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入）」について教えてください。



何か難しそうですが、簡単に説明すると以下のことです。

あなたは病気やケガをしたらまず近くの中小病院や診療所で診療を受診しました。病気によっては中病院や診療所で診療できない場合があります。それで、その中病院や診療所があなたに大病院（ベッド数が200床以上）へ紹介状を提供します。あなたはその紹介状を持って大病院（ベッド数が200床以上）で診療を受診します。

この場合には初診料(2,820円)と治療費だけで済みます。

ところが、あなたは直接大病院（ベッド数が200床以上）に受診します。

そうすると、初診料(2,820円)以外に「特別料金」が加算されます。

この「特別料金」は病院が自由に設定できます(この「特別料金」の目安は1,000円～5,000円)。

さて、平成28年4月になりました。あなたは近くの中小病院や診療所紹介状なしで特定機能病院やベッド数500床以上の病院で受診しました。

そうすると、初診料以外に5,000円～10,000円の定額料金を払うことになるのです。なんでこんなことになるのでしょうか？

これはあなたが病気やケガをしたらまず近くの中小病院や診療所で受診しましょう。そして、病気によって大病院で受診しましょう。このように中病院や診療所と大病院の機能を分化することを目的にしているからです。

	平成28年3月まで ベッド数200床	平成28年4月から ベッド数500床・特定機能病院
紹介状なし	初診料2,820円+「特別料金」	初診料2,820円+5,000円～10,000円
紹介状あり	初診料2,820円	初診料2,820円

上記初診料は現在の金額です。将来はかわることがあります。



④「健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額を引き上げ((121万円から139万円に)」について教えてください。



健康保険料は毎月の給料の金額で決まります。

例：給料290,000円場合

標準報酬月額22等級で保険料計算は300,000円×保険料料率になります。

このように標準報酬月額に保険料料率を掛けて保険料が決まります。

現在のこの健康保険料を決める標準報酬月額の等級は1～47等級です。

最高の47等級の給料1,175,000円以上の標準報酬月額は1,210,000円です。

平成28年4月からこの等級が50等級までランクが増えます。

最高の50等級の給料は1,355,000円以上で標準報酬月額は1,390,000円です。

この改正の結果、高給取りの方の健康保険料が増えます。

同じく、賞与の保険料も増えます。

現在標準報酬賞与額の上限額は5,400,000円から5,730,000円になります。

	平成28年3月まで	平成28年4月から
標準報酬等級	1～47等級	1～50等級
標準報酬月額上限	47等級 1,210,000円 (給料1,175,000円)	50等級 1,390,000円 (給料1,355,000円)
標準賞与額上限	年度の累計額 5,400,000円	年度の累計額 5,700,000円



保険料アップ